住所　東京都羽村市小作台１丁目17番地３
ダンテ・ヌママヒ　昭和56年１月27日生
リュウ・ディヒゴ・ヌママヒ・アサヲ　平成24年４月15日生
アユミ・ソフィア・ヌママヒ・アサヲ　平成25年８月29日生
住所　愛知県岡崎市中町字東丸根62番地145
徐浩明　昭和54年４月27日生
住所　千葉県松戸市松飛台596番地６
レイ・ロハス　平成11年２月７日生
住所　千葉県柏市柏２丁目10番11―309号
康瑠里　昭和63年８月５日生
住所　大阪市東成区東小橋３丁目16番５号
余宗晃　昭和47年10月21日生
住所　群馬県太田市由良町1613番地１
マルシオ・マサヨシ・イナバ　昭和63年11月11日生
住所　北九州市小倉南区朽網東３丁目１番８号
全炯賢　平成元年12月２日生
住所　神奈川県大和市林間２丁目14番13―１号
スシル・ランジット　昭和57年８月12日生
サナ・ランジット　平成22年８月11日生
ソニア・ランジット　平成25年３月26日生
住所　横浜市旭区市沢町309番地９
胡聚義　平成５年８月２日生
住所　横浜市保土ケ谷区岩井町123番地２
周明穎　平成４年11月24日生
住所　山形県米沢市直江町11番31号
賈志莉　昭和37年７月１日生
住所　東京都昭島市中神町1237番地
呉麗婷　平成４年３月８日生
住所　奈良県葛城市東室62番地６
王尚香　昭和57年８月９日生
住所　静岡県掛川市中4842番地５
ラファヒル・ヒデキ・タマシロ・ナカシマ　平成５年７月12日生
住所　大阪市港区池島３丁目５番２―1806号
安江坤　昭和57年９月11日生
住所　大阪市生野区巽南３丁目11番２号
呉溶賛　昭和24年８月７日生
梁姫子　昭和31年３月15日生
呉将延　昭和61年５月28日生
住所　大阪市生野区中川東２丁目15番16号
宋裕果　昭和57年12月23日生
住所　岩手県盛岡市茶畑２丁目23番７号
席時宜　昭和29年３月31日生
住所　静岡県周智郡森町一宮3900番地１
洪順華　昭和29年１月24日生
住所　茨城県常陸大宮市抽ヶ台町2938番地６
劉如蘇　昭和62年７月28日生
住所　静岡県掛川市矢崎町７番地12
ホシ・ヒガシ・イスラ　平成４年12月14日生
住所　浜松市東区豊町1943番地
曹耀琴　昭和33年４月29日生
住所　神戸市中央区旗塚通７丁目１番16号
楊喬琪　昭和36年８月５日生
陳惠玲　昭和39年９月21日生
楊翠玲　平成９年８月２日生
楊霞玲　平成11年２月21日生
住所　神戸市中央区古湊通２丁目２番21―303号
孫靜子　昭和38年８月７日生
李孝宣　昭和60年３月14日生
李高行　昭和62年６月28日生
住所　京都市伏見区上油掛町36番地２
郭泰子　昭和31年７月29日生
曹孝介　平成元年１月15日生
住所　滋賀県守山市守山１丁目２番１―307号
曹智美　昭和57年５月19日生
住所　千葉県習志野市鷺沼１丁目10番26―601号
曹孝栄　昭和61年５月１日生
住所　東京都板橋区徳丸１丁目43番４―301号
ビラル・ホセイン・ユーセフ・ヒルハナフィ
昭和58年４月18日生
耿海婧　昭和58年１月26日生
アブドラ・ビラル・ホセイン・ヒルハナフィ
平成23年５月16日生
モハンマド・ビラル・ホセイン・ヒルハナフィ
平成25年１月７日生
住所　東京都八王子市千人町１丁目10番９号
ロウェナ・グレース・ヌヒストロ・オカベ　昭和55年12月２日生
住所　東京都立川市柴崎町２丁目14番21号
王冬　昭和56年１月６日生
住所　千葉県船橋市三山５丁目14番３―508号
ペドロ・ルツロ・ヒラタ　昭和29年７月10日生
アンナ・マリヤ・ヒラタ　平成６年11月20日生
クララ・アケル・ヒラタ　平成11年８月２日生
住所　千葉県松戸市大橋465番地39
劉珺　昭和49年10月９日生
住所　群馬県館林市花山町2413番地８
陶楠　昭和61年２月10日生
住所　群馬県伊勢崎市八寸町5175番地５
アバレシド・シゲロウ・クボヤマ　昭和58年１月12日生
住所　東京都足立区江北７丁目13番15―708号
李磊　昭和58年５月４日生

○法務省告示第三百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十四日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表有限会社あずま産直ねっとの項、柿沼富之の項、加藤聖則の項、小暮利明の項、町田正行の項、越塚智之の項、藤生史郎の項、小林弘司の項、福島喜代一から根岸知弘の項までを及び新井賢一の項を削り、同表に次のように加える。

長沼勝美	群馬県伊勢崎市境上渕名千二百三十九番地	耕種農業
株式会社町田野菜園	群馬県太田市大原町二千百六十番地	耕種農業

第三号中「平成二十三年二月一日」を「平成二十六年八月十四日」に改める。

○法務省告示第三百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十四日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社菅与	十秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下六ツ段百三十二番地一	畜産農業
株式会社ナフト	愛知県碧南市宮町二丁目百六番地	耕種農業
有限会社ワイルドグース	愛知県豊田市西山町一丁目十一番地五	塗装
白龍産業株式会社	愛知県西尾市港町六番地四	鋳造

○法務省告示第三百五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十四日　法務大臣　谷垣　禎一

別表第一日本語学校つくばスマイルの項の次に次のように加える。

大洗国際交流アカデミー	茨城県
利根リバーサイド国際学院	茨城県

別表第一東日本国際アカデミーの項の次に次のように加える。

とちの木日本語学院	栃木県
宇都宮日建工科専門学校	栃木県

別表第一学校法人松山学園松山日本語学校の項中「学校法人松山学園松山日本語学校」を「学校法人松山学園みやざ国際学院」に改め、同項の次に次のように加える。

学校法人瀧澤学園千葉モードビジネス専門学校日本語科	千葉県